

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（平成24年8月中教審答申）の概要※

1. 大学の役割と答申の趣旨

将来予測の困難な時代

グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等々…

高まる大学改革への期待

- ◆大学には新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しの提示
- ◆産業界や地域社会は有為な人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、高等教育は多機能に新展開が必要。

2. これからの目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像

- ◆知識やアイデアの積極的活用
- ◆人が人を支える安定的・持続的な成長の成熟社会

成熟社会において求められる能力「学士力」

- ◆批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ◆想定外の困難に際しての判断の基盤となる教養、知識、経験

3. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムの充実を含め、主体的な学修を促す教育の転換。
- ◆「質」を伴った学修時間が必要。

4. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育に不満足。
- ◆学長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間に不満足。
- ◆高校生の勉強時間も減少。

5. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆質的転換の好循環を生み出すために、学修時間の増加・確保。
- ◆教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実、全学的な教学マネジメントの確立

6. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高大接続・連携の改善
- ④ 社会と大学の接続の改善（就職活動時期の是正等）

課題を乗り越え、質的転換のために

7. 今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大学

○大学の学位授与方針（育成する能力の明示）の下、学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、PDCA改革サイクル確立を。
体系的な教育課程（P）⇒ 教員の分担と連携による組織的な教育（D）⇒ 学生の学修成果、教員の教育活動にわたる評価（C）
⇒ 教育内容方法の更なる改善（A）

大学支援組織

- ◆（大学団体、評価機関、日本学術会議等）
- ◆FDや教育課程の専門家養成。
- ◆「大学ポートレート（仮称）」による情報発信。
- ◆学修成果把握の具体的方策の研究・開発。
- ◆教育課程の参照基準（日本学術会議。経営学、言語・文学、法学が先行）等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善（学修成果、評価指標、多様な方面の意見活用、評価業務の効率化等）。

文部科学省等

- ◆効果的な財政支援を通じて、改革サイクル確立を促進。
- ◆FDの効果や教育課程の専門家養成に係る研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置や税制の充実
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

地域社会・企業等

- ◆インターンシップ等、学士課程教育への参画や学生への経済的支援充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的な活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

(文部科学省関連の抜粋)

平成 25 年 6 月 14 日閣議決定

第 I . 総論

1. 成長戦略の基本的考え方
2. 成長への道筋
3. 成長戦略をどう実現していくか
4. 進化する成長戦略
5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例

第 II . 3 つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）
2. 雇用制度改革・人材力の強化

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立って、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上の実現に向けた思い切った政策を、その目標・期限とともに具体化する必要がある。

このため、少子化対策に直ちに取り組むと同時に、20 から 64 歳までの就業率を現在の 75%から 2020 年までに 80%とすることを目標として掲げ、世界水準の高等教育や失業なき労働移動の実現を進める一方で、若者・女性・高齢者等の活躍の機会を拡大する。これにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築する。

- ①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）
- ②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化
- ③多様な働き方の実現

○研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討

- ・労働契約法の若手研究者のキャリア形成に対する影響を懸念する指摘もあることから、研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理の在り方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、1 年を目途に可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講じる。

④女性の活躍推進

○男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ・テレワークの普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業の実施等による多様で柔軟な働き方の推進や、長時間労働の抑制、教育・啓発活動の推進ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図るとともに、ベビーシッターやハウスキーパーなどの経費負担の軽減に向けた方策を検討する。また、働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う。
- ・「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実及びその連携を推進する。

⑤若年・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

- ・インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。また、関係団体等の意見を踏まえつつ、インターンシップの活用の重要性等を周知し、その推進を図る。さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。
- ・学修時間の確保、留学等促進のための、2015 年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更（広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始）について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。
- ・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

⑥大学改革

大学改革全般に関する「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国立大学について、産業競争力強化の観点から、グローバル化による世界トップレベルの教育の実現、産学連携、イノベーション人材育成、若手・外国人研究者の活用拡大等を目指す。このため、大学評価システムの構築、大学や学部の枠を越えた教員ポスト・予算等の資源再配分及び組織再編、大学内の資源配分の可視化、外国人研究者の大量採用、年俸制の本格導入、企業等の外部からの資金を活用した混合給与などの人事給与システムの改革、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡充に直ちに着手する。今後3年間で大胆で先駆的な改革を後押しして改革を加速し、第3期中期目標期間（2016年度から）開始までに改革を完成させる具体的・包括的な改革プランを早急に取りまとめる。

また、必要な制度の見直しを行い、世界と競う「スーパーグローバル大学（仮称）」を創設する。今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入る

ことを目指す。

○人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成

- ・人材・教育システムのグローバル化、英語による授業拡大など、積極的に改革を進める大学への支援の重点化に直ちに着手する。

○イノベーション機能の抜本強化と理工系人材の育成

- ・産業界との対話を進め、今年度内に、教育の充実と質保証や理工系人材の確保を内容とする理工系人材育成戦略を策定し、「産学官円卓会議（仮称）」を新たに設置して同戦略を推進する。
- ・今後 10 年間で 20 以上の大学発新産業創出を目指し、国立大学のイノベーション機能を強化するため、国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする。
このため、所要の法案を速やかに国会に提出する。

○人事給与システム改革による優秀な若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大

- ・今後 3 年間で、国立大学における 1,500 人程度の若手及び外国人研究者の常勤ポストの提示を目指し、年俸制の本格導入や企業等の外部からの資金を活用した混合給与の導入に直ちに着手する。

○大学改革を支える基盤強化

- ・国立大学法人評価委員会等の体制を強化し、大学改革の進捗状況をきめ細かくフォローする。
- ・教授会の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- ・教員ポスト・予算等の大学内の資源配分の可視化、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大に直ちに取り組む。さらに、2016 年度から新たな評価指標を確立し、運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020 年までに日本人留学生を 6 万人(2010 年)から 12 万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012 年の 14 万人から 2020 年までに 30 万人に倍増させること（「留学生 30 万人計画」の実現）を目指す。

また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。

○国家公務員試験や大学入試等への TOEFL 等の活用

- ・2015 年度の国家公務員総合職試験から、外部英語試験を導入するとともに、大学入試や卒業認定への TOEFL 等の活用を促進する。

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協

力した新たな仕組みを創設する。また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講ずるための具体策を本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

- ・就職・採用活動開始時期変更【再掲】を行うほか、多様な体験活動の促進に資する秋季入学に向けた環境整備を行う。
- ・留学機会の確保と併せ、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を選定し、大学等の海外拠点の強化や支援の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受け入れを促進する。

○グローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成

- ・グローバル・リーダーを育てる教育を行う新しいタイプの高校（「スーパーグローバルハイスクール（仮称）」）を創設する。
- ・一部日本語による国際バカロレアの教育プログラムの開発・導入等を通じ、国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指す（2018年までに200校）。

○初等中等教育段階からの英語教育の強化

- ・小学校5、6年生における外国語活動の成果を今年度中に検証するとともに、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業の実施について、今年度から検討を開始し、逐次必要な見直しを行う。

⑧高度外国人材の活用

3. 科学技術イノベーションの推進

近年、研究開発の成果が円滑に実用化につながらず、これまで優位を誇ってきた日本のものづくり産業が新興国との競争で苦戦するなど、「技術で勝ってビジネスで負け」、さらに一部では「技術でも負ける」状況になっている。伸び悩む我が国の研究開発投資を推進することにより、「科学技術創造立国」として復活させることが必要である。今後、早急に政府の体制を立て直し、戦略分野を中心に研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、さらには市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進する。これらにより、イノベーション(技術力)ランキング(世界経済フォーラムのランキング(※)では、日本は現状第5位)を今後5年以内に世界第1位にするとの目標を掲げつつ、「技術でもビジネスでも勝ち続ける国」を目指す。

このため、「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化し、省庁縦割りを廃し、戦略分野に政策資源を集中投入する。政府の研究開発成果を最大化するため、大学や研究開発法人において科学技術イノベーションに適した環境を創出するとともに、出口志向の研究開発と制度改革を合わせて大胆に推進し、実用化・事業化できる体制を整備する。また、民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。

政府一体となり科学技術イノベーション総合戦略(本年6月7日閣議決定)を強力に推進することは、成長戦略の実現にとって鍵となる。このため、関連施策との一体性を確保

しつつ、以下の施策を重点的に推進する。

※The Global Competitiveness Report 2012-2013 Index 12th pillar: Innovation

- ①「総合科学技術会議」の司令塔機能強化
- ②戦略的イノベーション創造プログラムの推進
- ③革新的研究開発支援プログラムの創設
- ④研究開発法人の機能強化
- ⑤研究支援人材のための資金確保
- ⑥官・民の研究開発投資の強化
- ⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

- ①IT が「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革

○世界最高水準のオープンデータやビッグデータ利活用推進

・オープンデータやビッグデータの利活用を推進するための世界最高水準のデータ利活用環境整備を行うため、「IT 総合戦略本部」の下に、新たに検討組織を速やかに設置し、「規制改革会議」と連携しつつ、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの方針等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定する。

- ②公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築
- ③IT を利用した安全・便利な生活環境実現

○IT 活用による分野複合的な課題解決

・「IT 総合戦略本部」において、本年 8 月末までに、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等のうち、解決に取り組むべき課題や地域を特定し、規制改革や政策資源の投入を集中的に行うべく、具体策を固める。また、その成功モデルをパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。

- ④世界最高レベルの通信インフラの整備
- ⑤サイバーセキュリティ対策の推進
- ⑥産業競争力の源泉となるハイレベルな IT 人材の育成・確保

IT やデータを活用して新たなイノベーションを生み出すことのできるハイレベルな IT 人材の育成・確保を推進する。

○IT を活用した 21 世紀型スキルの修得

・2010 年代中に 1 人 1 台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取組を進め、双方向型の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進する。また、来年度中に産学官連携による実践的 IT 人材を継続的に育成するための仕組みを構築し、義務教育段階からのプログラミング教育等の IT 教育を推進する。

5. 立地競争力の更なる強化

①「国家戦略特区」の実現

産業の国際競争力の強化等を目的とした総合特区等の従来の特区制度は、地域の発意に基づく制度であり、より一層スピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作るためには、国の成長戦略に基づき、内閣総理大臣主導で、民間の力を活用しながら、集中的な取組を行うことが必要である。

このため、地域における取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するための強力な体制を構築して取り組む「国家戦略特区」を創設する。

同特区は、規制改革の実験場として突破口を開くことを目的とする。このため、国の経済成長に大きなインパクトを与えるものであって、国・地方自治体・民間の各主体が対峙するのではなく三者一体となって取り組むプロジェクトを対象とする。同特区の数は国家戦略として必要な範囲に限定する一方、大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講じる。

なお、従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。

○「国家戦略特区ワーキンググループ」での検討等

- ・地域活性化担当大臣の下の「国家戦略特区ワーキンググループ」において、制度設計や具体的なプロジェクト、規制改革項目の選定等を行い、夏までに方針を固める。
- ・これを受けて、国、地方及び民間からなる統合推進本部を立ち上げるとともに、速やかに国会において所要の法的措置を講じる。
- ・「国家戦略特区」が取り組むべき課題として、例えば、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」といった観点から、特区内における特例措置はもとより、全国で適用される規制・制度改革項目の積極的な活用や重要インフラの整備なども組み合わせ、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を作り上げる。
- ・そのような視点で、現在「国家戦略特区ワーキンググループ」で検討している、優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等を例示すれば、以下のとおりである。

③国際ナショナルスクールに関する設置認可条件等の見直し

いわゆる国際ナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。

④研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討【再掲】

⑥公立学校運営の民間への開放

公立学校で多様な教育を提供する観点から、公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）が有効な方策となり得ることを踏まえ、少なくとも特区において、こうした民間開放を柔軟に行うことについて、速やかに検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

○特区推進体制の整備

- ・内閣総理大臣を長とする「国家戦略特区諮問会議」の設置や国家戦略特区担当大臣の任

命など、特区をトップダウンで進めるための政府体制を速やかに確立する。

- ②公共施設等運営特権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）
- ③空港・湾岸など産業インフラの整備
- ④都市の競争力向上

外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。大都市の国際競争力を高めるため、先行的に「国家戦略特区」を活用して大胆な規制改革等を実施するとともに、大都市全体として取り組むべき外国人の生活機能のサポートやシティセールス等を推進する。

○「国家戦略特区」の活用等による国際都市に向けた環境整備

- ・「国家戦略特区」においては、大都市におけるオフィスや住宅などの多様なニーズに応じて容積率や土地の用途など都市開発に関わる規制について柔軟に対応するとともに、統合推進本部により関係者間の調整を円滑化することにより迅速な対応を促進する。
- ・国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する。

○コンパクトシティの実現

- ・本年中に都市再構築戦略を策定し、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築や市役所、学校跡地等の公的不動産の有効活用の推進など民間主導による「身の丈に合った再整備」、来訪型の都市型産業の立地を促進することにより、都市構造のリノベーションを推進する。

- ⑤金融・資本市場の活性化
- ⑥公的・準公的資金の運用等

公的年金、独立行政法人等が保有する金融資産（公的・準公的資金）の運用等の在り方について検討を行う。

○公的・準公的資金の運用等の在り方

- ・公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について、有識者会議において検討を進め、本年秋までに提言を得る。

- ⑦環境・エネルギー制約の克服

6. 中小企業・小規模事業者の革新

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

- ①効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会
- ②医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会
- ③病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

- ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会
- ②競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会
- ③エネルギーを賢く消費する社会

テーマ3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

- ①安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会
- ②ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

- ①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

三. 国際展開戦略

1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

- ①インフラ輸出・資源確保
- ②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援
- ③クールジャパンの推進

伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取込に結実させるため、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって取組を強化する。

○発信力の強化

- ・「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、食、日本産酒類、ファッション、ものづくり、コンテンツ、伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。

○コンテンツ等の海外展開の促進

- ・2018年までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在の約3倍に増加させる（現在63億円）。
- ・(株)海外需要開拓支援機構や「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局(J-LOP)」等を中心に、コンテンツのローカライズ（字幕・吹き替え・現地規格への対応等）支援の本格化、将来のビジネス展開を見据え現地のニーズに合わせた海外放送局との国際共同製作支援の大規模化等海外向けコンテンツの制作支援の強化、海外市場へのプロモーションの強化、海賊版対策の抜本的強化、海外放送局のチャンネルや放送枠・配信サイトなどの日本コンテンツの流通チャンネルの確保等を図る。

3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備

「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）平成 25 年 2 月 26 日

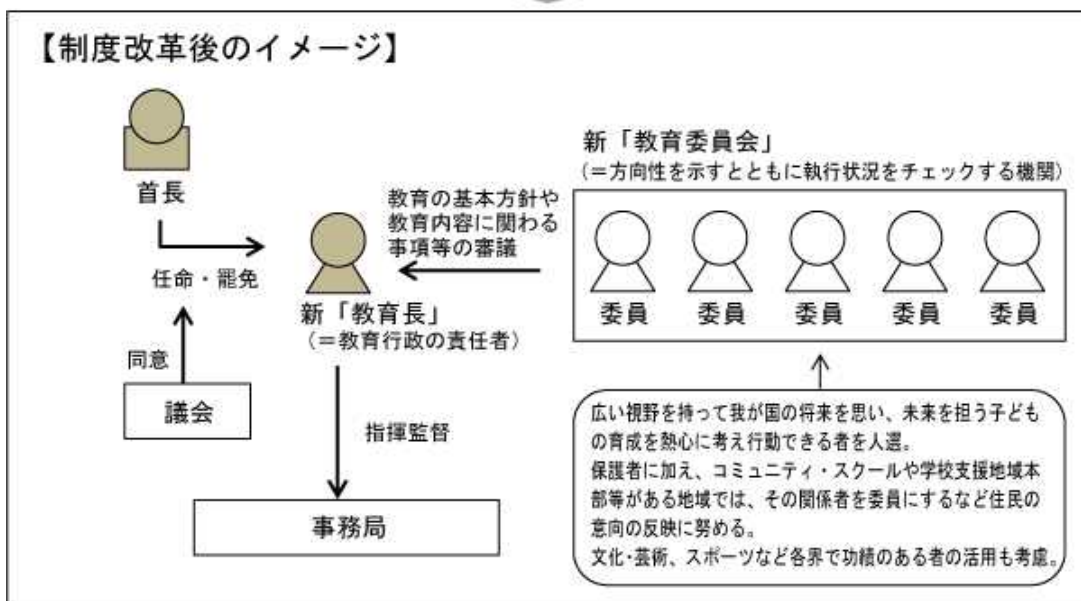
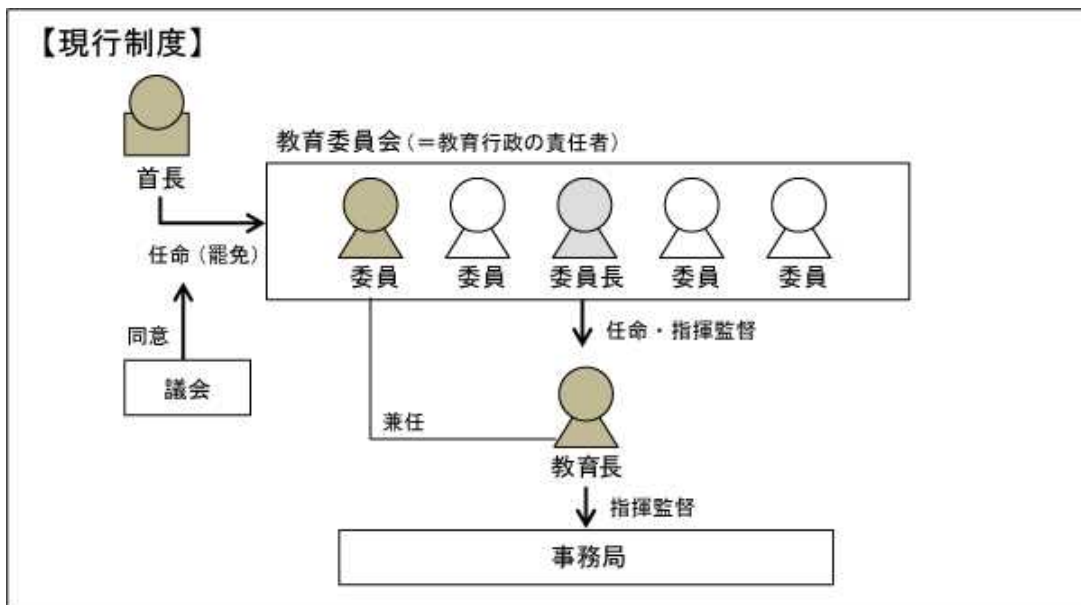
<第一次提言の概要>

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。
2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定
3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。
4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。
5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

引用： <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kyouikusaisei2013.html>

「教育委員会制度等の在り方について」（第二次提言）平成 25 年 4 月 15 日

- ・ 首長が任免を行う教育長が、教育行政の責任者として教育事務を行い、教育行政の責任体制を明確化。
- ・ 教育委員会は、教育の基本方針などについて審議し、教育長に大きな方向性を示し、また、教育長による教育事務の執行状況もチェック。
- ・ 教育の基本方針や教育内容に関わる事項は、教育委員会で審議するなどの制度作りを行い、政治的中立性などを確保。



引用： <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kyouikusaisei2013.html>

1

グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ① 徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→ 海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ② 意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→ 大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタムにおける留学促進など
- ③ 初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→ 小学校英語の技術的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④ 日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→ 国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤ 特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- ・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実!
- ・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に!

2

社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。
- 国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

27

3

学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学生の学修時間の増加、組織的教育の確立など
- 教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4

大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5

大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

基盤

経済財政運営と改革の基本方針 (文部科学省関連の抜粋)

平成 25 年 6 月 14 日閣議決定

第 1 章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿

1. 停滞の 20 年
2. デフレからの早期脱却と「再生の 10 年」に向けた基本戦略
 - (1) 第一の矢「大胆な金融政策」
 - (2) 第二の矢「機動的な財政政策」
 - (3) 第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」
 - (4) 企業から家計への波及、雇用と所得の増加へ
 - (5) 経済再生と財政健全化の好循環
 - (6) 「再生の 10 年」を通じたマクロ経済の姿とその道筋
3. 目指すべき経済社会の姿

第 2 章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

1. 「日本再興戦略」の基本設計
 - (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン）
 - (2) 新たな成長分野の開拓（戦略市場創造プラン）
 - (3) グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）
2. 復興の加速等
3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化
 - (1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(教育再生)

「教育基本法」の理念を始め、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、第 2 期教育振興基本計画等に基づき、人材養成のための施策を総合的に行い、教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力の達成等に向け、英語教育・理数教育・ICT 教育・道徳教育・特別支援教育の強化など社会を生き抜く力の養成を行う。意欲と能力に富む若者の留学環境の整備や大学の国際化によるグローバル化等に対応する人材力の強化や高度外国人材の活用、ガバナンスの強化による大学改革とその教育研究基盤の確立を通じた教育研究の活性化など、未来への飛躍を実現する人材の養成を行う。就学支援を行うとともに高校無償化制度の見直しを行う。幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

その際、少子化の進展も踏まえエビデンスに基づき効果的・効率的に施策を進め、P D C Aを確実に実施する。

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。

(2) 女性の力の最大限の発揮

女性の力が民間、政府、NPO など社会の様々な分野で最大限発揮される「女性が輝く社会」を実現する。このため、「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子どもプラン」の推進等による子育て環境の抜本的改善、継続就業・再就職支援等女性のライフステージに対応した活躍支援、女性の起業・創業や地域におけるコミュニティ活動等の支援、テレワークの推進など働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスや男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備、母子家庭の母等への就業支援等を進める。また、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与、女性の役員・管理職等への登用促進に向けたポジティブ・アクションの取組促進等を進める。

(3) 少子化危機突破

(4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備

大学等の就職活動システムの見直し、民間の知恵を活用したキャリア教育充実、中小企業・小規模事業者の魅力発信、企業ニーズに即した社会人の学び直し、ハローワークにおける積極的民間活用、起業しようとする若者への支援等により、若者の活躍を推進する。

行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への大胆な政策転換、民間人材ビジネスの活用等により、成熟分野から成長分野に失業なき労働移動を進める。

また、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引上げに努めるほか、柔軟で多様な働き方が可能となる制度の見直し、産業構造の変化に伴う学び直しの拡大や教育内容の見直し、民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化等を進める。

これらの取組等により、若者、高齢者等、国民一人ひとりが自分の能力を最大限発揮できる職に就けるようにするなど、その活躍を推進する。

自助・自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、障害者を含め弱い立場の者には必要なセーフティネットを整備することで、自立できる安心を提供し、意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境を整備する。

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

(1) 特色を活かした地域づくり

(2) 農林水産業・地域の活力創造

(3) 中小企業・小規模事業者の躍進

5. 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保

- (1) 持続可能性を重視した中長期投資の推進等
- (2) 地球環境への貢献
- (3) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組

（略）また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模災害対策を推進するとともに、広域応援等を円滑に実施するための災害対応の標準化に向けた検討や公共施設等の耐震化を含めた防災・減災の取組を進める。

- (4) 安全・安心な社会の実現等（消費者行政、治安・司法、防衛等）
- (5) 資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等

6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革

- (1) 行政改革等の推進
- (2) 地方分権改革の推進等
- (3) 公的部門への民間参入促進
- (4) 世界最高水準の電子政府の実現

第3章 経済再生と財政健全化の両立

- 1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方
- 2. 財政健全化への取組方針
- 3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方
 - (1) 持続可能な社会保障の実現に向けて
 - (2) 21世紀型の社会資本整備に向けて
 - (3) 地方行財政制度の再構築に向けて
- 4. 実効性あるPDCAの実行

第4章 平成26年度予算編成に向けた基本的考え方